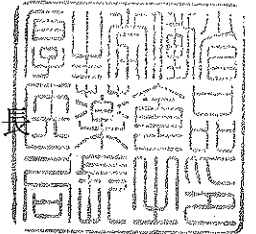


薬食発第0529003号
平成21年5月29日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局長



「他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売等について」の廃止について

「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）等が平成21年6月1日から施行されることに伴い、薬事法施行規則第140条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準を廃止する件（平成21年厚生労働省告示第118号。以下「廃止告示」という。）において、薬事法施行規則第140条の規定に基づき深夜及び早朝の時間帯として厚生労働大臣が定める時間帯（平成16年厚生労働省告示第192号。以下「時間帯告示」という。）及び他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売又は授与に関する厚生労働大臣が定める基準（平成16年厚生労働省告示第193号。以下「基準告示」という。）が、平成21年5月31日限り廃止することとされたところである。

これを踏まえ、平成16年4月1日付薬食発第0401011号医薬食品局長通知「他の一般販売業の店舗と共同して行う医薬品の販売等について」については、平成21年5月31日限りで廃止することとするので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、廃止告示において、改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者については、同告示による廃止前の時間帯告示及び基準告示は、なおその効力を有することとされたので、引き続き同通知によることとされたい。

